

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 事業の目的

介護保険法令に従い、利用者の希望、心身の特性、社会環境等を踏まえて、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、適正な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

2. 事業所の概要

事業所名	衣笠病院ケアセンター
開設年月日	平成11年 10月 1日
所在地	神奈川県横須賀市小矢部2-23-1
事業者指定番号	1471900058号 平成11年 8月 2日指定
管理者・連絡先	管理者：清野 広美 電話：046-852-1282
サービス提供地域	横須賀市：阿部倉 池上 平作 金谷 坂本町 鶴が丘 平和台 汐見台 衣笠栄町 望洋台 佐野町 小矢部 森崎 大矢部 公郷町 衣笠町 逸見が丘 上町3,4丁目 富士見町2,3丁目 その他の隣接地域(応相談)

法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 日本医療伝道会
- (2) 法人所在地 神奈川県横須賀市小矢部2丁目23番1号
- (3) 電話番号 046-852-1182
- (4) 代表者氏名 理事長 古屋 修身
- (5) 設立年月日 昭和27年5月17日 第184号

当事業所の所属する法人は、横須賀市衣笠地域において戦後昭和22年から活動を開始し、昭和27年に社会福祉法人の認可を受け、以後保健・医療・福祉事業を中心に事業を行っております。主な施設として、総合病院衣笠病院、老人保健施設衣笠ろうけん、介護老人福祉施設衣笠ホームがあります。

■当事業所が行なっている他の事業

○訪問看護事業

○介護予防訪問看護事業

3. 事業所の職員体制等

当事業所では、居宅介護支援を提供する職員として以下の職員を配置しています。

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	管理業務、居宅介護支援業務	1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務	8名（常勤7名、非常勤1名）
事務担当職員	事務業務	1名

4. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の休日及び祝日を除きます。

区 分	平 日	土曜日	日曜、祝日
営業時間	8：30～17：00	8：30～12：00	休 日

（注）年末年始（12/29～1/3）は「休日」の扱いとなります。

5. 事業所の運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等及び家族の希望、心身の特性、社会環境等を踏まえ、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、誠意をもって居宅介護支援を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉各サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとします。

6. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

- 1) 事業所の運営方針に則り、利用者が居宅（自宅）において日常生活を営むため、利用者の選択に基づいたサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成いたします。
- 2) 利用者の居宅サービス計画作成依頼から居宅介護支援は開始されます。居宅サービス計画は、介護支援専門員が居宅を訪問し課題分析（課題分析票は、全国社会福祉協議会版「居宅サービス計画ガイドライン」方式等を使用）を行い、介護等に関するニーズを明らかにし、利用者及び家族の承認のうえ作成します。
- 3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類、又は特定の事業所に不当に偏ることがないように、公正中立に介護支援計画を作成します。
（別紙2）
- 4) 利用者及び家族は、居宅サービス計画に位置付ける複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能です。
- 5) 利用者及び家族は、居宅サービス原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求める事ができます。
- 6) 利用者の心身の状態に則した居宅サービス計画を作成するため、利用者が病院あるいは診療所等に入院した時、利用者及び家族は、担当介護支援専門員氏名及び連絡先等の情報提供を当該医療機関に行うとともに、担当介護支援専門員は、在宅での生活、支援状況について当該医療機関に情報提供を速やかに行うことによって、医療機関・サービスと連携を図っていきます。
- 7) 居宅サービス計画に基づいたサービス提供が確保されるよう、利用者やその家族、事業者等と

の連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握、必要に応じてサービス計画を変更するなどし、サービスの提供状況等について国が定める有効期間内において継続的な管理を行います。

8) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

7. ターミナルケアマネジメント加算は、ターミナル期の利用者または家族から下記の内容について同意を得たうえで算定します。

- 1) 担当介護支援専門員：_____は、利用者・家族が、ターミナル期において有意義な生活及び大切な時間を過ごしていくために必要な支援を行っていくために通常よりも頻回に訪問します。
- 2) 病状及び心身の状態の変化にあわせ必要な支援（サービス）の変更の必要性を把握します。
- 3) 把握した心身の情報及び支援経過などについて適切に記録します。
- 4) より状況に合わせた支援を行っていくために、把握した病状、心身の変化などの情報について主治の医師等や居宅サービス計画に位置付けた居宅介護サービス事業者等に提供します。
- 5) 必要に応じて主治医及び医療機関（訪問看護など）に病状等に対する対処・対応に関する指示を受けながら居宅サービス計画を作成し適切なサービス提供に努めていきます。

上記の内容について説明を受けターミナルケアマネジメント加算算定に同意します。

(利用者) _____

(家族等) _____

8. 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。手続きにつきましては、居宅介護支援専門員がご説明いたします。

9. サービス提供の記録等

- 1) サービス提供の際には、予め定めた書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けます。
- 2) 事業者は、一定期間毎に「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する評価を行います。
- 3) 事業者は、居宅介護支援に関する記録を5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

10. サービス利用料金及び利用者負担

1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて以下の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

利用料の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

1 1. キャンセル

- 1) 利用者が居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話)： 046-852-1282

- 2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- 3) 利用者は契約書に記載する一定期間の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。その場合にもキャンセル料等は必要ありません。

1 2. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	清野 広美
-------------	-------

- 2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族、同居人等）による虐待を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 6) 利用者または他の利用者の生命または身体を保護する場合を除き身体拘束を行わないこととし身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 3. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1) 衣笠病院ケアセンターにおける感染症の予防及びまん延防止のために対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底をしています。
- 2) 事業所内における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 3) 従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 4. 業務継続計画策定について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を早期に図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. サービス・契約の終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合は、契約を終了するものとします。

- 1) 利用者が介護保険施設、その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所または入院した場合
- 2) 利用者または、家族の非協力等の双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や社会通念を越えたと思われる苦情やハラスメント行為等により、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、横須賀市民生局福祉こども部介護給付担当及び横須賀市担当地区地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させていただくことがあります。
- 3) 以下のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合、契約を解除します。
 - 暴力または乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物に向ける、手を払いのける等）
 - セクシャルハラスメント（からだに触る、手を握る、性的なわいせつな言動等）
 - その他 個人情報収集（携帯番号、住所を聞く等）、ストーカー行為等
- 4) 長期ご利用がない場合は相談をさせていただくことがあります。

1.6. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項をご留意ください。

- 1) 介護支援専門員は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- 2) 介護支援専門員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 3) 個人情報につきましては、別紙「個人情報の使用に関する同意書」に基づき必要最低限の範囲での使用同意をお願いいたします。
- 4) 提供するサービスの第三者評価は実施していません。

1.7. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談 窓口	電話番号 046-852-1282 相談員（責任者）清野 広美 利用時間 営業時間内
--------------	--

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横須賀市 民生局福祉こども部 介護保険課 給付係	所在地 横須賀市小川町11 電話番号 046-822-8253 fax番号 046-827-8845 利用時間 8:30~17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護苦情相談課	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 利用時間 9:00~17:15

横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ、ご相談下さい。

【 説明確認欄 】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、交付しました。

事業者 所在地 横須賀市小矢部 2 - 2 3 - 1

事業者名 衣笠病院ケアセンター

説明者 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し交付を受けました。

(利用者) 住 所 横須賀市

氏 名 印

(家族等) 住 所

氏 名 印

(続柄)